

レンタカー事業者証明書等交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車の有償貸渡し（以下「レンタカー事業」という。）の許可を受けた者であることを証する書面（以下「レンタカー事業者証明書」という。）及びレンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリング（同項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）の乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者については、当該届出を行った者であることを証する書面（以下「ワンウェイ方式実施事業者証明書」といい、レンタカー事業者証明書と合わせて「証明書」という。）の交付について、必要な事項を定める。

（対象）

- 第2条 レンタカー事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者とする。
- 2 ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付の対象は、レンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者とする。

（証明書の種類）

- 第3条 証明書の種類は次に掲げるものとする。
- （1）レンタカー事業者証明書（様式第1－1号）
 - （2）ワンウェイ方式実施事業者証明書（様式第1－2号）

（交付の申請）

- 第4条 レンタカー事業の許可を受けた者は、配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、レンタカー事業者証明書の交付を申請することができる。
- 2 レンタカー事業の許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者は、乗り捨て（ワンウェイ）実施場所の所在地を管轄する運輸支局長（以下、前項に規定する配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長と合わせて「管轄運輸支局長」という。）に対し、ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付を申請することができる。
- 3 前二項の規定による申請は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により行わなければならない。

（証明書の交付）

第5条 管轄運輸支局長は、前条の規定による申請に不備がないときは、証明書を速やかに交付するものとする。

2 管轄運輸支局長は、レンタカー事業の新規許可を受けた者については、前条の規定による申請によらず、レンタカー事業の許可時に証明書を交付するものとする。

3 管轄運輸支局長は、前二項の規定による証明書を交付するときは、証明書を交付した者に関する事項を台帳（様式第3号）に登録するものとする。

（有効期限等）

第6条 証明書の有効期限は、交付日から起算し、5年間とする。

2 証明書の有効範囲は、東北運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会とする。

3 証明書は、自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両）の登録等には使用できないものとする。

（証明書の記載事項変更）

第7条 証明書の交付を受けている者は、氏名若しくは名称又は住所に変更を生じたときは、管轄運輸支局長に届け出なければならない。

2 管轄運輸支局長は、前項の届出を受けたときは、当該届出に係る記載事項を変更した証明書を新たに交付するものとする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により新たに交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

（証明書の更新）

第8条 証明書の更新の申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。

2 前項の規定による更新の手続きについては、第4条の規定を準用する。

3 前二項の規定により更新する証明書の有効期限は、従前の有効期限から新たに5年間とする。

（証明書の再交付）

第9条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、レンタカー事業者証明書交付等申請書（様式第2号）により、速やかに管轄運輸支局長に申請し、証明書の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付する証明書の有効期限は、従前の証明書と同じ有効期限とする。

（証明書の返納）

第10条 証明書の交付を受けた者は、レンタカー事業又はレンタカー型カーシェア

リングの乗り捨て（ワンウェイ）方式を廃止したときは、当該証明書を管轄運輸支局長に返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第 11 条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

東北

運輸局管内有効

交付番号第1号
令和4年9月1日

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。

貸渡人の氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー
貸渡人の住所	東京都千代田区霞が関2－1－3〇〇ビル3階
有効期限	令和9年8月31日

【注意事項】

- 1) 本証明書は、東北運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。
- 2) レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 3) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1ヶ月前から行うことができる。
- 4) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 5) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への譲渡・貸与を禁ずる。
- 6) 本証明書は、レンタカーとすることが認められていない車種（乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び霊柩車）の登録等には使用出来ません。
- 7) マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両）の登録の際には、輸送担当が交付する事業用自動車等連絡書を登録等関係書類に添付すること。
- 8) 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日（午前）8時45分～11時45分、（午後）1時00分～4時00分であるので、注意すること。
- 9) 新たに貸渡事務所を設置又は貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対して届け出ること。
- 10) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく証明書発行元へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 11) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要がなくなったときは、速やかに本証明書原本を証明書発行元に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 12) 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに必ず提出すること。
- 13) マイクロバス1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。

青森運輸支局長

※確認印欄

所属長
の印

【証明書発行元】 青森運輸支局 輸送担当 TEL：017－739－1502

※バス・霊柩車・大型特殊（0・9ナンバー）の登録には使用不可

東北

運輸局管内有効

ワンウェイ方式実施事業者証明書

下記の者は、道路運送法第 8 0 条第 1 項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受け、レンタカー型カーシェアリングにおけるワンウェイ方式を実施していることを証明する。

貸渡人の氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー
貸 渡 人 の 住 所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3 〇〇ビル 3 階
有 効 期 限	令和9年8月31日

【注意事項】

- 1) 本証明書は、東北運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。
- 2) ワンウェイ方式レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 3) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の 1 ヶ月前から行うことができる。
- 4) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 5) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への譲渡・貸与を禁ずる。
- 6) 本証明書は、レンタカーとすることが認められていない車種（乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び霊柩車）の登録等には使用出来ません。
- 7) マイクロバス（乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下であり、かつ、車両長が 7 m 以下の車両）の登録の際には、輸送担当が交付する事業用自動車等連絡書を登録等関係書類に添付すること。
- 8) 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く平日（午前） 8 時 4 5 分～1 1 時 4 5 分、（午後） 1 時 0 0 分～4 時 0 0 分であるので、注意すること。
- 9) 新たに貸渡事務所を設置又は貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対して届け出ること。
- 10) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく証明書発行元へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 11) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要がなくなったときは、速やかに本証明書原本を証明書発行元に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 12) 毎年 5 月 3 1 日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに必ず提出すること。
- 13) マイクロバス 1 両以上、車両総重量 8 t 以上の車両 5 両以上又はその他の車両 1 0 両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から 1 5 日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。

【証明書発行元】 青森運輸支局 輸送担当 TEL : 03-5253-8111

交 付 番 号 第 1 号
令 和 4 年 9 月 1 日

青森運輸支局長

※確認印欄

所属長
の印

※バス・霊柩車・大型特殊（0・9ナンバー）の登録には使用不可

レンタカー事業者証明書交付等申請書

青森運輸支局 あて

(運輸支局使用欄)

レンタカー事業者証明書

ワンウェイ方式実施事業者証明書

申請日

氏名又は名称	有限会社〇〇レンタカー	代表者名	国土 太郎
住所	〒 124 - 0001 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3 〇〇ビル 3 階		
電話番号	03-5253-8111	担当者名	国土 花子

申請区分 (該当する申請区分に○をつけて下さい)

☐	新規交付	☐	記載事項変更	☐	更新	☐	再交付	☐	ワンウェイ方式実施 事業者証明書の交付
-----------------------	------	-----------------------	--------	-----------------------	----	-----------------------	-----	-----------------------	------------------------

変更の内容

(貸渡人の氏名又は名称、住所を変更し、「記載事項変更」に該当する場合、変更する事項を記載して下さい。)

新		旧	
あ		い	

再交付理由 (「再交付」の場合は、該当する理由に○をつけて下さい。)

☐	紛失	☐	毀損	☐	その他	【その他の場合具体的に記載して下さい。】 事務所に空き巣が入り、関係書類が盗難されたため
-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	-----	---

宣誓書 (※以下の遵守事項を確認し、チェックを入れて下さい。)

☐	毎年 5 月 3 1 日の期限までに、「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに提出します。
☐	レンタカー事業者証明書等の交付を受けた場合は、原本及び写しを厳重に保管・管理するとともに、レンタカー車両の登録等以外のために使用いたしません。
☐	道路運送法その他の法令及びレンタカー許可に付された条件を遵守し、適正に営業を行います。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。